



# 山形県公報

平成24年2月28日(火)

号 外(2)

## 目 次

### 条 例

山形県新雇用創出産業対策特例基金条例.....(財 政 課)... 3  
 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例.....(地球温暖化対策課)... 同  
 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....(雇用対策課)... 4  
 山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例.....(子ども家庭課)... 同  
 山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部を改正する  
 条例.....(障がい福祉課)... 同  
 山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....(保健薬務課)... 5  
 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例.....(森 林 課)... 同  
 山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例.....(下 水 道 課)... 同

## この号で公布された条例のあらまし

### 山形県新雇用創出産業対策特例基金条例 (県条例第1号) (財政課)

- 1 県内における産業の振興等を通じた安定的な雇用の機会の創出に資する事業を実施するため、山形県新雇用創出産業対策特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

### 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例 (県条例第2号) (地球温暖化対策課)

- 1 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業を実施するため、山形県再生可能エネルギー等導入促進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に

属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）

6 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第3号）（雇用対策課）

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を平成26年3月31日まで延長することとした。

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（県条例第4号）（子ども家庭課）

山形県妊婦健康診査支援基金の設置期間を平成25年9月30日まで延長することとした。

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第5号）（障がい福祉課）

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金の設置期間を平成25年12月31日まで延長することとした。

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（保健業務課）

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（森林課）

山形県森林整備促進・林業等再生基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（下水道課）

1 最上川流域下水道の村山処理区に天童市の区域を加えることとした。

2 この条例は、平成24年3月31日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県新雇用創出産業対策特例基金条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第1号

#### 山形県新雇用創出産業対策特例基金条例

（設置）

第1条 県内における産業の振興等を通じた安定的な雇用の機会の創出に資する事業を実施するため、山形県新雇用創出産業対策特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

---

山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第2号

#### 山形県再生可能エネルギー等導入促進基金条例

（設置）

第1条 太陽光その他の再生可能エネルギー源を利用したエネルギー等の導入の促進を図る事業を実施するため、山形県再生可能エネルギー等導入促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけ

ればならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

---

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年2月県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

山形県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年2月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年9月30日」を「平成25年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県障がい者自立支援対策等臨時特例基金条例（平成19年2月県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県予防接種緊急促進臨時特例基金条例（平成22年12月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例の一部を改正する条例

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例（平成21年7月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

山形県流域下水道設置条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「村山市」を「村山市、天童市」に改める。

附 則

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

平成24年 2月28日印刷  
平成24年 2月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056